## 普通預金「無利息型」

(2019年4月1日現在)

(2019年4月1日初		
商品名		普通預金「無利息型」
販 売 対 象		・法人、個人のお客様
期間		・特に期間の定めはありません。
預 入 (受入)	預入(受入)方法	・随時預入できます。
	預入金額	・1円以上
	預入単位	·1円単位
払戻(支払)方法		・随時払戻しできます。
利息		・利息はつきません。
税金		・利息がつかないので税金はかかりません。
手 数 料		・キャッシュカードによる払戻等にあたっては、京信キャッシュカード 規定に定める手数料をいただきます。
付加できる特約事項		・個人のものは「総合口座」の取扱いができます。 (貸越金利については、総合口座(Y01-02)をご覧ください) ・マル優の対象ではありません。
満期前解約時の取扱い		
金利情報の入手方法		
紛争解決措置		苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話075-211-2111)にお申出ください。 紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時~17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。

## ・公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。

・普通預金通帳に普通預金「無利息型」、または「無利息型」の表示を行ない ます。

## その他参考となるべき事項

- ・ご利用中の普通預金を「無利息型」に変更することができます。また、「無利息型」を利息付与の普通預金に変更することもできます。口座番号は変わりませんので、キャッシュカードもそのままご利用いただけます。利息付与期間の利息は、普通預金の決算時に該当普通預金口座に入金します。
- •預金保険制度により全額保護されます。
- ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。